

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事青木 正君 理事丹羽喬四郎君

理事早川 崇君 理事早稲田彌右二門君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

飯谷 忠男君 薩摩 雄次君

林 博君 三和 精一君

坂本 泰良君 戸叶 里子君

井堀 繁雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

自治 大臣 安井 謙君

出席府委員

法制局長官 林 修三君

警視總監 新井 裕君

長(警察庁刑事局) 裕君

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 松村 清之君

(選挙局長) 清之君

委員外の出席者

法制局長 三浦 義男君

三月二十四日

選挙制度審議会設置法案(内閣提出
第一二〇号)

二月十一日

公職選挙法の改正に関する請願(伊
能繁次郎君紹介)(第二二二号)

公職選挙法別表第一の更正に関する
請願外六十一件(西村閑一君紹介)

(第三四六号)

は本委員会に付託された。

二月二十四日

公職選挙法の一部改正に関する陳情

第二類第一号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第二号 昭和三十六年三月二十八日

書(水戸市南三ノ九百七番地茨城県
町村議会議長金谷直次郎)第三
九三三号)

三月十四日

公職選挙法の一部改正に関する陳情
書(府中市議会議長見ル野貞次郎)

(第五五八号)

選挙制度改善に関する陳情書(東京
都千代田区丸ノ内三丁目一番地都道
府県選挙管理委員会連合会長伊木寅
雄)(第五五九号)

鹿兒島県川薩地区の選挙区制に關す
る陳情書(川内市長横山正元外二十
五名)(第六〇五号)

は委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

選挙制度審議会設置法案(内閣提出
第一二〇号)

○竹山委員長 これより會議を開きま
す。

去る二十四日付託されました、内閣
提出、選挙制度審議会設置法案を議題
といたします。

選挙制度審議会設置法案
選挙制度審議会設置法
(設置)

第一条 総理府に、選挙制度審議会
(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第二条 審議会は、次の各号に掲げ
る事項に關し、内閣総理大臣の諮
問に應じて調査審議する。

一 公の選挙及び投票の制度に關
する重要事項

二 国会議員の選挙区及び各選挙
区において選挙すべき議員の数
を定める基準及び具体案の作成
に關する事項

三 政党その他の政治団体及び政
治資金の制度に關する重要事項

四 選挙公明化運動の推進に關す
る重要事項

五 審議会は、前項各号に掲げる事
項に關し、自ら調査審議して内閣
総理大臣に意見を申し出ることが
できる。

(答申等の尊重)

第三条 政府は、審議会から答申又
は意見の申し出があつたときは、
これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員三十人以上
で組織する。

第五条 特別の事項を調査審議するた
め必要があるときは、特別委員を置
くことができる。

(委員及び特別委員)

第五條 委員は学識経験のある者の
うちから、特別委員は国会議員及
び学識経験のある者のうちから内
閣総理大臣が任命する。

第六條 国会議員のうちから任命され
た特別委員は、国会議員の選挙区及
び各選挙区において選挙すべき議
員の数を定める具体案の作成につ
いては、その調査審議に加わるこ
とができない。

第七條 審議会に、幹事を置く。

第八條 幹事は、学識経験のある者及び
関係行政機関の職員のうちから、
内閣総理大臣が任命する。

第九條 幹事は、審議会の所掌事務につ
いて、委員及び特別委員を助ける。

第十條 幹事は、非常勤とする。

(公聴会及び資料の提出等の要求)

第十一條 審議会は、必要があるとき
は、公聴会を開くことができる。

第十二條 審議会は、必要があるときは、
関係行政機関の長に對し、資料の
提出、意見の開陳、説明その他必
要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十三條 審議会の庶務は、自治省選
挙局において処理する。

(政令への委任)

第十四條 この法律に定めるものは

か、審議会に關し必要な事項は、
政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中選挙制
度調査会の項を次のように改め
る。

選挙制
度審議
会

(昭和三十六年法律第
号)の規定によりそ
の権限に属せしめられ
た事項を行なうこと。

3 自治省設置法(昭和二十七年法
律第二百六十一号)の一部を次の
ように改正する。

第十一条第十一号中「選挙制
度調査会」を「選挙制度審議会」
に改める。

理由

選挙制度等に根本的な検討を加え
るため、総理府に、選挙制度審議会
を設置する必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

○竹山委員長 まず、政府より本案の
趣旨説明を求めます。自治大臣安井謙
君。

○安井國務大臣 ただいま議題となり
ました選挙制度審議会設置法案につ
きまして、提案理由とその内容の概略を

説明いたします。

一 公の選挙及び投票の制度に關
する重要事項

二 国会議員の選挙区及び各選挙
区において選挙すべき議員の数
を定める基準及び具体案の作成
に關する事項

三 政党その他の政治団体及び政
治資金の制度に關する重要事項

四 選挙公明化運動の推進に關す
る重要事項

五 審議会は、前項各号に掲げる事
項に關し、自ら調査審議して内閣
総理大臣に意見を申し出ることが
できる。

(答申等の尊重)

第三条 政府は、審議会から答申又
は意見の申し出があつたときは、
これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員三十人以上
で組織する。

第五条 特別の事項を調査審議するた
め必要があるときは、特別委員を置
くことができる。

(委員及び特別委員)

第五條 委員は学識経験のある者の
うちから、特別委員は国会議員及
び学識経験のある者のうちから内
閣総理大臣が任命する。

第六條 国会議員のうちから任命され
た特別委員は、国会議員の選挙区及
び各選挙区において選挙すべき議
員の数を定める具体案の作成につ
いては、その調査審議に加わるこ
とができない。

第七條 審議会に、幹事を置く。

第八條 幹事は、学識経験のある者及び
関係行政機関の職員のうちから、
内閣総理大臣が任命する。

第九條 幹事は、審議会の所掌事務につ
いて、委員及び特別委員を助ける。

第十條 幹事は、非常勤とする。

(公聴会及び資料の提出等の要求)

第十一條 審議会は、必要があるとき
は、公聴会を開くことができる。

第十二條 審議会は、必要があるときは、
関係行政機関の長に對し、資料の
提出、意見の開陳、説明その他必
要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十三條 審議会の庶務は、自治省選
挙局において処理する。

(政令への委任)

第十四條 この法律に定めるものは

御説明申し上げます。

選挙が民主政治の基盤をなすものである以上、選挙の公明化を期して参ることは、わが国民民主政治の進展のため、常に変わることのない課題であると考えられます。このような見地から、選挙制度は、創設以来、幾多の改革を経て現在に至っておりますが、最近における数次の選挙の実情を顧みますとき、現行制度の全般にわたって再検討を加え、もって党派を越え、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期して参る必要があると痛感され、世論も、また強くこれを待望しているものと思われ、これを待望しているものと承知して、この際、改善の具体策について成案を得るため、新たに強力にして権威ある選挙制度審議会を設置し、各界各層の学識経験者をわづらわして、選挙制度の合理化及び選挙の公明化に関する重要事項について調査審議を願ひ、その答申を待つて、これを尊重して、改正法律案を国会に提出する等、所要の措置を講じようとするものであります。これがこの法律案を提案するに至った理由であります。

次に、この法律案の概略について御説明をいたします。

第一に、選挙制度審議会は、国政の基本をつちかう選挙の制度及びそれに関連のある諸般の事項の調査審議を使命とする関係上、これを総理府に置くことといたしました。

第二に、その所管事務といたしましては、選挙及び投票制度に関する重要事項、国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める基準及び具体案の作成に関する事項、政党その他の政治活動及び政治資金の制度に関する重要事項並びに選挙公明化運動の推進に關する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議の上、答申するとともに、これらの事項について、みずから調査審議の上、意見具申をすることができるといたしました。

第三に、審議会の構成につきましては、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織することといたし、特別の事項を調査審議するために、必要があるときは、別に特別委員を置くことができるものといたしました。この特別委員は、国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命するものでありますが、国会議員のうちから任命された委員は、特に国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める具体案の作成については、事柄の性質上、調査審議に加わることができないことといたしました。

第四に、審議会から答申または意見具申のあったときは、政府として、これを尊重して所要の措置を講ずべきことは当然のことでありまして、特にこの趣旨を明記することといたしました。

なお、これらの事項のほか、審議会の組織、運営等について、所要の規定を設けた次第であります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○竹山委員長 これにて本案の趣旨説明は終わりました。

○竹山委員長 続いて質疑に入りまして。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。島上善五郎君。

○島上委員 私は、この法案の審議に關係しまして、総理大臣に若干質問をいたしたいと存じます。

昨年の九月六日に自由民主党が新政策を発表しております。これは、池田総裁が選ばれました後初めてのものでございまして、その新政策の本文にございまして、それが書かれてあります。「思うに、現下政治の最大の課題は、まず政治の姿勢を正して国民に信頼される公明な政治を確立することであり、これがすべての政策の前提である。」はなはだけつこうなことで、私もこのことには全面的に賛成です。国民に信頼される公明な政治を確立するといふことが、すべての政策の前提である。さらに、私がこれにつけ加えて言うならば、国民に信頼される公明な政治を確立するには、その出発点であり、土台ともいふべき選挙を正しく行なうということであろうと思ひます。正しい選挙が行なわれることな政治の確立などということは、これは不可能だと思ひます。従ひまして、今私どもが政策を議論するといふことももちろん必要ですけれども、それよりももっとも重要なと思はれるのは、正しい選挙を行なうことであると思ひます。この点については、私は、おそれなくとも異論のあるはずはないと思ひます。

しかるに、現実の事態というものはこれとはまさに正反対の方向に進んで

おります。池田総理は、かつてどこかで、私今はっきりした記録を持っておりませんが、去年の十一月の選挙は政策で争われた選挙である、こういうことを言ったことを私記憶しております。しかし、事実は必ずしもそうではないと思ひます。私は、あとで警察庁の方においでになると思ひますので、数字をはっきりと伺つて、総理の耳にも入れていただきたいと思ひますが、去年の十一月の選挙は、遺憾ながら、件数においても戦後最大の違反者を出し、その内容においても買収、供応が圧倒的に多い、これはもう否定することができない厳然たる事実です。公明な政治を確立すること、そして、そのために正しい、正しい選挙を行なうことがすべての政策の前提である、こう言われておる今日、事実はかくのごとくにして逆行しておる。このような事実は、しかも、池田総理が出現し、池田さんが総裁になつて行なわれた最初の選挙がこうであるといふことは、私は、これは大へなことだと思ひます。りっぱな政策を掲げて、自民党の新政策を掲げて最初に行なつた選挙がこのようであるといふことは、政策ではりっぱなことを言つておるが、事実はそうではないといふことです。どんなにりっぱな政策を考えましても、それを実行しなかつたら、これは何にもならぬのですから……この点に対して、私はまず、このような最大の悪質違反、最大の違反者を出した選挙が池田総理のものであるといふ事実に対して、総理はどのようにお考えになつておるか、これでもなおかつ政策で争われた選挙であつた、公明な選挙であつたとは、

私はよもやお考えになつていないと思ひますが、どのようにお考えになつておるか、総理のお考えを承りたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 一つの選挙におきまして、政党は政策で立つておりますので、その政策を国民の前に訴えて、批判を請う建前になつております。従来の選挙でもそうでございます。したが、われわれといたしましては、新政策を特に打ち立てまして、政策で争つた選挙だと思ひます。ただ、政策で争つたんですが、別に、選挙違反が多かつたといふことは、政策で争つたといふことを否定するものじゃない。ただ、選挙違反が、何と申しますか、事前運動その他で非常に期間が長かつたといふ点がありまして、違反件数も出たと思ひます。ございまして、私は、さきの選挙は、従来の選挙にも増して政策で各党が争つたといふことは、一つの事実と認めております。それだからといって、選挙違反がなかつたとか、従来よりも多かつたといふことを、事実として否定するものではございせん。

○島上委員 私は、全然政策で争われなかつたとは申しません。政策で争われた部分もあります。しかし、こういう表現が適当かどうか知りませんけれども、政策で争われた部分と、金で争われた部分とあるのです。その金で争つた部分、これは、すなわち、政策で争う部分が少なくなつておることだと思ひます。もしほんとうに政策で争つた、これが中心であるならば、金で争つた、こういういわゆる不正、腐敗の部分は少なくなるはずだと

思うのです。この不正、腐敗の部分が従来にも増して多くなつておるといふことは、政策で争われた、公明な正しい選挙という部分が少なくなつたといふことだと私は思う。この不正、腐敗の選挙に対する腐敗な反省といふものがなければ、私は、選挙法改正のほんとうの熱意が起つてこないと思う。私は政府にあつて伺いますけれども、政府及び――まあ与党のこととはしばらくおくとしまして、政府においてこの不正、腐敗の選挙に対する反省が乏しい、従つて、選挙法改正の熱意が乏しめて乏しいといふことが言えると思うのです。政策で争われた選挙ならば、私は、今までよりも不正、腐敗の違反が少なくなるはずだと思ふ。金で争われた部分が比較にならぬほど多くなつて、それで政策で争われた公明な選挙であるといふことでは、私は、先般の選挙に対する反省といふものを総理の心の中に全然認めることができない。

総理は、過ぐる選挙に対し「反省を――総理自身の選挙のことでない、全体の選挙に対して、反省をお持ちかどうかを伺つてみたい。

○池田(勇)國務大臣 さきの選挙におきまして、選挙違反がたぐさん出た事実は認めております。従いまして、やはり一方では、選挙制度、投票あるいは政党のあり方、政治資金あるいは区割りの問題等々、全般について根本的な選挙法の改正を企てると同時に、私は、何といひまして、法律が整備されても運用、ことに、候補者並びに一般国民が選挙に対する公正な気持を持つように、いわゆる公明選挙運動を従来にも増して活発にやつていこう、この制度の改正と公明選挙運動の活発な

活動の二方面から今後の選挙をりっぱなものにしよう、こういう努力をしておるのであります。

○島上委員 私は、過ぐる選挙のあの醜態は、国民に責めを転嫁すべきものではないと思ふのです。法律の欠点のもちろんあります。法律を欠点のないものに改正するといふことも、もちろん必要です。その法律を守るといふことが必要です。いかなるりっぱな法律でも、これを守らぬ、犯してつてんとしつて恥じないといふことでは、これは法律の価値がないと思ふのです。法律をりっぱにするといふことと、その法律を守るといふことと、さらに、国民の自覚、協力といふものも必要でしょう。しかし、私は、過ぐる選挙は国民に責めを転嫁すべきものではなくて、その前に、法律の不備欠陥といふことと、その不備欠陥の多い法律を守らなかつた政党の責任、こういうものも見がすことができないと思ふのです。私は、むしろそこに対する反省こそ大事ではなからうかと思ふのです。私たちは、去年の十一月の選挙、その前の選挙の当時から、もしこのままにしておくとすれば、選挙はもう大へんなものになる、大へんな金の選挙になるといふことを心配して、選挙法改正の問題と取組んできたわけですが、選挙制度調査会が一昨年の十二月に答申したのも、そういう意味だろうと思ふのです。一昨年のことをあなたに聞いても、私は責任がないとおっしゃるでしょう。しかし、岸内閣の閣僚であつたのですから、全然責任がないとは言われぬ。少なくとも心ある者は、このままにして放置したならば、だんだん選挙は悪質化する、だんだん金の選

挙になるといふことを心配されたことは事実でしょう。そして、しかも、去年の選挙は、百日前から解散が予定されておつて、いわゆる百日選挙といわれたのです。ですから、放任しておいたらあつた結果になることは、心ある者はもうわかり切つておつたのです。しかるに、池田内閣になりましてから、公然たる悪質事前運動が行なわれていた事実に対して、私をして言わしむるならば、何の手も打たなかつた、野放し、放任であつた、こう言つてよろしいと思ふのです。野放し、放任であつたから、あつたことになつたのです。それと、もう一つは、政党の自衛がなかつたのです。社会党が、選挙に入ります直前に、選挙に対する各党の自衛申し合わせをしようといふ申し入れをしたはずですが、もし悪質違反をする者があつたならば公認を取り消そう、当選した後でもこれを一つ除名しようではないか、このくらしいの申し合わせを国民の前に発表して、そうして、国民の協力を求めようではないか。しかるに、これを拒否されませんでした。ですから、私をして言わしむるならば、政府は、悪質選挙が行なわれるであろうといふことがありと予想された状況の中においても、何の手も打たずに、野放しにしておつた、こう言えると思ふのですが、何か有効適切な手を打つたかどうか、ありましたら一つお答え願ひたいと思ふ。

○池田(勇)國務大臣 私は、機会あるごとに、選挙違反の起こらないようにと、黨員に自衛を促しておつたのでございませう。社会党さんの方の今お話し

しに、そういうことのないように、候補者の自衛を常に促しておつたのであります。

○島上委員 ないようには自衛を促したとおっしゃいますけれども、結果は、私が言った通りで、大へんな悪質選挙になつたといふことは、否定することのできない事実なんです。

それでは、警察庁の方に念のために数字を伺いますが、これは、最近の違反の件数を、この前、中間で承つた数字でございませう。買収、利害誘導の件数、検挙人員、自由妨害の件数、人員、戸別訪問の件数、人員、文書圖画の制限違反の件数、人員、その他といふ数字でございませうが、最近のものを参考までにちよつと承りたいと思ひます。

○新井政府委員 この前申し上げましたのは一カ月後現在でございませうが、私の方では、その次に、三カ月後の現在を調べることになつておりまして、実はその集計がまだできておりません。この前の三万一千六百三十一名の選挙といふ数字が、今申し上げられる数字でございませう。

○島上委員 私の手元にあるのは一月十九日、六十日後現在ですが、その後ありませんか。

○新井政府委員 今申し上げましたように、三カ月後でまとめることになつておりまして、全部の集計がまだできておりません。念のためにもう一度申し上げますと、件数にいたしまして一万六千三百五十七件、人数にいたしまして三万一千六百三十一名、そういう数字でございませう。

万二千五百八十件ですね。それから、人員にして二万七千五百四十六名、これは前回の昭和三十三年に比べますと、昭和三十三年は件数にして八千二百八十八件、人員にして一万七千七百七十八人、ざつと件数にして五割増し、人員にして七割増し程度になりますね。

○新井政府委員 今おっしゃいました数字は、おそらくこの前の選挙で、一カ月後の数字をあげておいでになると思ふのですが、最終の数字は、件数は、私今ちよつと持つておりませんが、人員にいたしまして二万七千五百名でございませう。

○島上委員 それは総計です。今私が言ったのは、買収、利害誘導の数字です。それで、私は、そういうこまかいことはまたあとで当委員会でも承りたいと思ひますが、私の方でこの違反について調べましたけれども、われわれの力というものはおのづから限度がありまして、もちろん完璧なものではありませんが、今日までのところ、現行法律によりまして、連座規定によつて連座するであろうと思われる人が相当数おります。それから、出納責任者及び総括主宰者が逃亡しておる人も相当数あります。これはあとで何え数字がさらにはつきりすると思ひますが、総理に伺ひたいのは、残念なことではあります。おそろく連座によつて失格するであろうと思われる相当数は、ことごとく自民党でございませう。あなた

の党の公認候補者であります。こういうような悪質違反者をあなたの党の公認候補者の中から多数出していることに対して、どうお考えでしょうか。

○池田(勇)國務大臣 今後は、そういうことのないようにしていかなければならぬと考へております。

○島上委員 今後、そういうことのないようにするというのは、あたりまえでしょう。あなたは、総理大臣であると同時に、自民党の総裁です。あなたは、今は取り調べ中だからとおっしゃるでしょう。それは確かに、取り調べ中で最終結論は出ておりませんが、取り調べの結果、連座する者ができまして、場合に、党としてどういう措置をとるにしろ、今後の戒めのために、当然何らかの措置をおとすことになると思います。お伺いしたいと思えます。

○池田(勇)国務大臣 ただいまのところ、私はそこまですべていないのじゃないかと思えますが、もしそういうようなことがあったときには、その場合に私は考えたいと思えます。

○島上委員 現在のところ、そこまですべてないといふ大へん甘く考えていらっしゃると思います。すでに検察庁でわかった金額だけで、買収金額六百万、五百万という人が数人おられます。そして、総括主宰者、出納責任者が逃亡しております。これは、現行法によると、時間は相当かかります。先のことを今から断定するのは早計かもしれせんけれども、連座すると思われる人がかなりの数おられます。今調査中ですから、名前をあげることはもちろん差し控えますけれども、こういうようなものに対して、そのときは適当にというようにお考えですけれども、私たちは、もしこのような悪質な、金の選挙に対するきびしい反省があり、今後このような悪質選挙を根絶しようという決意があらくなるならば、ここで、もう少しはっきりした総裁としての意思の表明があつてしかるべきものではないかと思うのです。それをしめてできないようなことでは、今後戒めまうと言つたて、これはだめです。国民は、第一信頼しませんよ。総理大臣はそういうかたい決意を持つていられるのかという、野党の私に答えるというよりは、むしろ国民の不安に対して答えるという気持ちで、もう一べんはっきりとしたお考えを承りたいと思えます。

○池田(勇)国務大臣 私は、そういうことはなして、おつておるのでございませう。従ひまして、そういうことがあつた場合におきましては、そのときに考えればいいので、あるかないかわからないことを、今からこうやると言うことは、とるべき策ではない。ただ、私といたしましては、今後そういう誤りのないよう、法律、制度並びに国民へのPR、候補者が自粛することはもちろんであります。そうして、絶滅を期していきたいというのが私の考えでございます。

○島上委員 あなたはなして思つておられることですが、しかし、それは、あなたは事実をことさらに軽く見ているのだ。これでは選挙法改正の熱意がないのも無理からぬことで、国民は信頼できませんよ。私は予言しますけれども、連座する人が数人ありますよ。だからこそ、出納責任者、総括主宰者が逃げているではありませんか。ないと思ひますよ。あなたといふことは、この悪質選挙に対する総理の考えが、反省がないと言つていいか、甘過ぎる。第一、あなたの関係の中に、選挙を三回やって、三回とも買収違反でやられていられる人があるではありませんか。この前も、出納責任者が逃げて、夫婦で逃亡している。この事実に対してあなたはどう考えておりますか。当然だと思つていますか。私は、大臣としてはその人はりつぱだと思ひます。しかし、悪質選挙に対するきびしい反省をし、悪質選挙を根絶するために選挙法を改正しようとする、政策以前の問題だといふほど重要視しておるとしたならば、私は、こういうことに対して、もう少しきびしい反省があつてしかるべきだと思ひます。いかがでありますか。

○池田(勇)国務大臣 そういう事例を最近聞いておるのでありますから、検察並びに警察当局に対しまして、厳重に、これを早く見つけるように指令いたしておるのであります。

○島上委員 あなたにこの問題でこれ以上言つても、とうてい満足するような答弁が得られないと思ひますので、私は、ただいまの答弁には満足しませんが、次の問題に移つて参ります。

去年の十一月の選挙が、このような悪質な選挙であつた。そうして、その後法律の改正は行なわれていない。今度の国会にも政府としては法律改正を出すというお考えがない。現に、来年度の参議院選挙の事前運動が、いろいろな形でもうすでに行なわれていまして、この参議院選挙は、もしこのままの状態ですばらばらばら、私は、去年の十一月の選挙にさらに輪をかけたような悪質選挙になるのじゃないかということを心配せざるを得ないのです。これに対して、総理は何らかの手をお打ちになるお考えがあらうしたら伺ひたい。

○池田(勇)国務大臣 常に選挙につきましましては、参議院に限らず、公正に行なわれるよう、私は考えて進めておるのであります。

○島上委員 あなたが考えておつても、それはだめです。あなたは、去年の十一月の選挙の前にも、考えておると言つたでしょう。考えておるだけではだめです。それを実際に、防止する措置をしなければだめだと思ひます。私は、その措置の一つとしては、残念ながら法律を厳格に改正するといふことが必要であり、各党が自粛し、違反をする者があるならば、公認しない、あるいは途中で公認を取り消す、当選後でも除名する、こういうきびしい措置を国民の前に誓約すること、さらにまた、国民の協力を求める方法とか、そういうような具体的な手を打たなければ、私は大へんなことになると思ふのです。あなたが考えているだけでは、これはだめです。具体的にどういふ手をお打ちになる考えがあるか、それをお伺ひしたいのです。

○池田(勇)国務大臣 その点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、選挙制度審議会設置法案を早く御審議願ひまして、審議会ができるだけ早く出発すること。もう一つの点は、いわゆる公明選挙運動を全国津々浦々に展開いたしまして、そうして、選挙違反のないようPRしていこうといふのであります。

○坂本委員 ちょっと関連して。総理の表現というが、決意というが、国民をばかにしておるようなことですか。十一月の選挙後、すでに三月月経過しておるわけでありませう。その選挙において、新聞に発表になり、また、われわれ社会党でも調査をいたしておりますが、それによると、悪質な選挙違反が四十名以上にも達しておるわけでありませう。その中には、島上委員が申されましたように、連座規定によつて当選した者が失格をするという、いわゆる選挙の主宰者、こういうのが数名おる。それは逃亡しておる。また、前回のその前の選挙においても、主宰者が逃亡して、まだ検察庁の手に、捜査の手に乗つてきておらないといふものがある。こういうような現状において、総理大臣の諸問機関として選挙制度審議会設置法というのを作る。この作ることについては、われわれもこれは重大に考えておるわけですが、少なくともこういうような法案を出す場合においては、過去におけるところのこの悪質な買収についていかなる処置をとるか、総理大臣として、さらに自民党の総裁として決意を持つて、しかも、その決意の片りんでも国民に表わして、初めてこういう法案の起案、今後の問題について考えてしかるべきではないか、こういふふうにお考えのわけですか。従ひまして、島上委員からいろいろ質問がありましたが、このような法案を出される現段階において、すでに十一月の選挙後三ヶ月を経過した現在において、自民党内において当選をして、そうして、悪質選挙違反が四十数名にも上つておる。すでに検察庁で捜査をし、さらに、逃亡しておるから非常に捜査は困難をきわめておる。こういうような当選した者に対しては、自由民主党が真に大政党であるならば、除名くらいはして、そうしてみずから肅正して清く、美しくして、新たな法案に進み、今後の対策を考えてこ

そ、しかるべきではなからうか、こう
いうふうにかえるので、総理として、
さらに、自民党の総裁として、その決
意をお伺いしたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 先ほど来申し上
げておる通りでございます。逃亡し
た選挙関係の方々につきましては、厳
重に早く捜査し、事理を明白にするよ
う命令いたしておるのであります。過
去にそういうものがあつたからといつ
て、今後改めていくことに足踏みする
わけにはいきません。過去の悪いこと
を責めると同時に、将来に向かってそ
ういふことのないように、制度並びに
候補者、一般国民の選挙に対する認識
を深めていくことが政治だと思
ひます。

○坂本委員 今後のことについてはわ
れわれも賛成です。しかし、足踏みを
してはいかぬというところに、いかな
い点があると思うのです。やはりこう
いう選挙法の改正、あるいは今後どう
するかというこの重大な問題を考える
上においては、私は、足踏みせずに、
過去のことは厳重なる処置をとって、
その処置をとった上において、清く、
美しく、真に国民にこたえるべき方策
をとるのが至当である、こういうふう
に考えるわけですが、さらにその所見
を承っておきたい。

○池田(勇)国務大臣 私は、両方とも
大事なことでございますから、両方と
もやっつけていくことが正しいと思ひ
思っております。

○島上委員 私は、今までの総理の答
弁からして察するに、政府の選挙法改
正に対する熱意というものは、はなは
だ疑わしいものがある。口では一応言
うけれども、一体本気になつてゐるか

どうか、われわれは信頼できない。と
いうのは、先ほど私が指摘しましたよ
うに、参議院選挙の事前運動はもうほ
つぽつ始まつておる。今度の国会で法
律改正をしなれば、少なくとも、次
の国会で改正するまでの約一年間とい
うものは野放し状態だと思ひます。

なぜ一体今度の国会で改正しようとし
ないのか。これは、あなたのお答えす
るのほうからいへば、あなたのお答え
にかけて、各方面の意見を聞いて云々
とおっしゃるでしょう。しかし、選挙
制度調査会というものは、過去八年に
わたつて総理府のもとに——今度の審
議会も同じです。総理府のもとに設
置されて、権威ある委員を委嘱して

——あなたが委嘱したんじゃないやませ
んけれども、前の総理、その前の総理
大臣が各方面の権威者を委嘱して、諮
問したのである。そうして、何回も答申
してある。特に一昨年の十二月二十六
日には、当面緊急な改正点として答申
しておることは御承知だと思ひ、あな
たも関係であつたのですから……そ
うして、この当面緊急と思はれる諸点
については、自民党も、社会党も、民
社党も、それぞれの立場においてかな
り検討して、もう検討済みといつても
よろしいくらいになつております。そ
ういふような答申がすでにあり、各党
において検討した問題だけでも今度の
国会で改正するならば、野放し状態の
事前運動が、ある程度、肅正されると
申しますか、規制されると思ひます。

す。あなたの答弁はわかつてゐるよう
なものですけれども、一つ聞いておき
たい。

○池田(勇)国務大臣 お話の通りに、
今まで選挙制度調査会の答申は出てお
りました。そしてまた、さきの衆議院
の総選挙の前にも、与野党がいろいろ
議論せられたのでございます。あるい
はまともなところかと思つたら、また一角が
くずれる、こういう状況でございまし
て、この点は島上さんよく御存じと思
ひます。過去の調査会の方々について
とやこう申し上げるわけではございま
せんが、その答申がいかにも抽象的な
点がございまして、三党あるいは与野
党でなかなかまともにくかつたとい
うことは事実なんです。従ひまして、
私は、今回の審議会では、相当具体
的に、はっきりした答申を得たいとい
う気持ちをもつて進んでおるのであり
ます。私は、過去の経験から申しまし
て、やはり具体的な答申をいただくこ
とがよいんじゃないか。しかし、それ
までにおいて議員提案その他でおやり
になるといふことについて、私は何も
反対するものじゃございません。聞く
ところによりますれば、参議院の方で
そういうことをお考えになつておるや
ということを新聞で見えております。直
接に私聞いておりませんが、そういう
考え方もあるやに聞いております。い
ふことならば、私は、これを行なうに
やぶさかではございません。しかし、
過去のあれから申しまして、なかなか
まともにいんじゃないかというこ
とで、従来の選挙制度調査会よりも
もっと規模を大きく、もっとしっかり
したものといひますか、十分独自で調
査のできるような機構を設ける、はん

とにりつぱな各界各層の方々の知恵を
しぼつてもらつて、りつぱなものを作
らうと思つておるのであります。それま
では何もしないんだというわけではご
ざいせん。まともにいふというこ
とは、もうよく御存じの点だと私は思
ひます。

○島上委員 去年は選挙を目の前に控
えておりましたので、まともにいふこ
つたことは事実です。しかし、その
際でも、各党の意見が一致した部分は
かなりたくさんあつた。今度の国会、
これだけの会期のある国会で、それか
ら選挙が目前にあるわけではござい
ません、来年の参議院の選挙が一番近
いと思はれる今日ですから、私は、今
度の国会で慎重に審議しましたなら
ば、かなりの部分については、前向き
の改正ができるに違ひない、今でも信
じております。それは一から十まで各
党の意見は一致してはおりませんよ。
おりませんけれども、あの選挙を目の
前に控えた去年でさえ、かなりの部分
については一致点を見出しておつたの
ですけれども、ほんのちよつとのとこ
ろでつまずいて改正ができなかつたの
ですから、今度の通常国会で、この長
い会期でやりますならば、私は、根本
問題を含めて全部改正する、完璧な改
正をするといふことは、これは至難だ
と思ひますけれども、ある程度の改正
ができる、こう思ひます。政府がお出
しにならないというならば、私どもは
もう改正案を出す用意をしております
ので、近く出しますから、一つ政府及
び自民党の諸君も真剣に審議して、通
していただきたいと思つております。
それは近く出しますから、一つ十分審
議してもらう。

しかし、私は、ここで総理に伺いた
いのは、今まで選挙制度調査会とい
うのがあつたでしょう。そして、ちよ
うど去年十月、この委員の任期が切れ
ておるのです。強力にして権威ある委員
を委嘱しようと思はば、あなたの手で
ちよつと委嘱できるではありません
か。委嘱すれば、直ちにこの調査会を
活動を開始できるのですよ。今新たに
法律を、同じようなものを出してき
て、衆参両院で審議して、かりに通過
すると思ひます。委員を委嘱して活
動するといふのは、国会を過ぎてから
でしょう。これでもう半年もおくれ
しまふのです。私はそう思ひますけれ
ども、この審議会設置法が——私ども
は、今まで調査会といふものがあるの
ですから、これにりつぱな委員を委嘱
して、この答申を尊重するといふこと
で事足りると思ひます。かりにこ
れが通つて、委嘱して、諮問しまし
ても、ここに並べておるような制度の根
本問題と当面の改正の問題を一緒にし
て諮問することになります。これは
は答申する側でも大へんです。しか
も、具体的に答申を求めるといふこと
になります。これは、大へんです。
私は、うかうかすれば、次の通常
国会にも提出がでないことになりは
しないかと思ひます。また、かりに提出
されても、制度の根本問題を一緒にし
て諮問することになつて、次の
通常国会は、あるいは継続審議が廃案
になるといふ危険性すら感じられる。
そうすると、この選挙法の改正はず
づと先へ延ばされて、そのうちに解
散風が吹いてきて、池田内閣の屋台骨
がぐらぐらしてくるということになれ

ば、選挙法改正は流れてしまふ。選挙法改正というのは、大体選挙の直前になればできないものというの、きまつてゐるのです。今度の国会は、選挙法改正の最もよい機会なんです。去年の選挙の反省をして、国民の世論に耳を傾けて改正するの、今度の国会は最もよい改正の機会なんです。総理大臣は、せんだつての本会議の堀昌雄君の、参議院選挙に間に合うか、間に合わせるのかという質問に対して、間に合えば間に合ふと思ひます、こう答弁しておる。その程度です。間に合ひませんよ。そこで、私は、制度の根本問題と当面緊急の問題とは一応二段にして、当面緊急の問題を諮問して具体的な答申を求める、根本問題は少し時間をかけて十分に審議する、こういうふうに思ひますが、当面緊急の改正もできないと思ひますが、どうでしょう、この点に対して。

○池田(勇)国務大臣 過去の実績は、御承知の通りでございますから申しませんが、私は、この選挙制度審議会設置法案が通過いたしました、さうく軌道に乗つていくならば、根本問題は、これは少しおくれるかもしれませんが、当面の緊急な問題から答申が出てくるんじゃないかと思ひます。全体一まとめということでない場合もあります。そうなるべきです。ならば、来年の参議院選挙には間に合うと思ひます。しかも、もう専門家でございまして、審議会ができて、早急に御勉強願ふならば、出てくるのじゃないか。ことに、私が考えておるのは、この委員会は一年間ということで、急いでやろうとしておるのでございまして、から、島上さんのおっしゃる通りに、

来年何にもできぬということにはならないと思ひます。
○島上委員 それは先のことで、何とも言へませんが、そういうことを心配しなければならぬような状態であることは事実だと思ひます。それから、なぜ一体、今までの選挙制度調査会というものがあつて、委員の任期が満期になつておるのに、これを放任しておいて新しく作つたのか。今までの選挙制度調査会と新しい審議会とは一体どこが違ふのか。この提案理由の説明を見ますと、新たに強力にして権威ある選挙制度審議会を作る、さうすると、これを逆に裏返してみると、さながら今までの弱体で、権威のない調査会であつた、こういうことになると思ひます。私は、今までの委員諸君も、全部が全部りっぱな人である、エキスパートであると言ひ得るかどうかわかりませんが、しかし、各界のその道の専門家と思はれる人々が、熱心に討議したという事実は認めなければならぬと思ひます。おそらくこの審議会ができて、結果に於いて、今までの調査会のメンバーが相当数入ると私は思ふのです。そうすると、一体今までの調査会とこの審議会と、どこが違ふのか。別に作らなければならぬ理由は一体どこにあるのか。私は、どうも別に作らなければならぬ理由というのは納得できない。ただ、かあるいは権威のあるものを作つて、ほんとにやりますぞというゼスチュアを国民に示す、こういうことではないかという気がしてしょうがない。今までの調査会と今度の審議会と、どこが違ふのか。弱体で権威のない調査会であつたというならば、それははっきりしますから、それならそれでよろしい。

あつたというならば、それははっきりしますから、それならそれでよろしい。

○池田(勇)国務大臣 今までの調査会が権威のないものだとは、私は申ししておるのじゃないと思ひません。御承知の通り、選挙制度調査会は総理府設置法に書いてあります、その目的、機能と申しますのは、範囲は、選挙制度並びに投票に関する件と、こうなつておりました。しかも、これは内閣の諮問に答えるということになつておるのであります。しかし、今度はそれは違ひまして、具体的に、今の選挙制度とか投票とか、あるいは区割りの問題、定数の問題、さうして、政党その他の政治団体、また、政治資金規正法、それから公明選挙に関する問題、ほとんど全部にわたつて、諮問でなしに独自の案を立てられる、こういうことになつておるのでございまして、前よりよほど機構が具体的にになり、さうして独自の調査権もあるし、諮問事項にかかわらず答申し得る、こういうことになつておるのでございまして。機構の性格から申しまして、よほど違つて参つておるのであります。これでも、現内閣がいかに選挙法改正に熱意があるかということがおわかりいただけたと私は思ひます。

○島上委員 あとでこまかいことを、また担当大臣その他の方々に伺ひますが、あなたは今そうおっしゃいますけれども、同じですよ。問題は、これを尊重するかしないかというところにあるのです。今まではほとんど尊重しなかつた。政府に都合のよい部分だけちょっと尊重するかのうに見せて、都合の悪いところは尊重しなかつた。いかに

権威のある答申がなされても尊重しないならば、これはプリントの紙くずです。それから、そこに問題があるのです。今度では尊重するとおっしゃつておられますけれども、では尊重するということ、は、もう少し具体的に言うとうどういうことになりまうか。国会の審議権とどういう関係になりますか。

○池田(勇)国務大臣 今まではさういふ文句はございせんでしたが、諮問その他にいたしましても、一応尊重しておるのが例でございまして。しかし、今度は、はつきり積極的に書いた。その答申案によりまして、これを十分尊重して政府は案を作成いたします。しかし、国会の審議権は別でございまして、政府がどんな案を出そうとも、十分にあなた方は御審議願う。政府は、この審議会の答申を尊重して立案いたします。国会におきましては、十分これを御審議願うということになるのでございまして。

○戸叶委員 関連して。ただいまの総理大臣の御答弁を伺つておりました。私は納得できない面がたくさんあるわけでございます。そこで、お伺ひいたしますが、それでは、今後、選挙制度調査会というものとこの審議会というものの関係はどうなつてくるのか、伺ひたいと思ひます。たとえば、調査会で出したものを選挙制度の委員会が審議をし、そしてまた、こちらの方の審議会から出されたものを審議する、こういうふうなことになるのじゃないかと思ひますが、その点を、まず一点伺ひたいと思ひます。さらに、先ほど総理のお答えを伺つておりました、今までの調査会の案はどうもまとまりにくかつたから、今度

は規模を大きく、りっぱなものにするということをおっしゃつたのですけれども、今度の審議会の人数も、三十人以上とここにはつきり書いてあるわけでございます。三十人以上といふこととありますと、むしろ三十人より少なくなるのじゃないかと思ひます。ありますが、この規模を大きく、りっぱなものにするといふ内容の面を、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 御質問の第一点の選挙制度調査会は、もうなくなりますが、それから、第二点の問題でございまして、私は、従来の選挙制度調査会におきましていろいろ論議せられ、結論の出まじしたものについても、できるだけ尊重いたします。全然ないものとはいたしません。そういう考え方も政府は頭に入れて、今後処理するわけでございまして、従来の選挙制度調査会と今回の選挙制度審議会というものは、人数は三十人とさうなつておりました。別に特別委員といふものを置いて、そして、特別の事項に対して調査するようになつておられます。それから、規模が大きくなりつぱといふのは、りっぱは別問題として、規模が大きといふのは、さういふ意味でございまして。

それから、先ほど申し上げましたように、前の調査会では、政府が諮問した事項についての答申でございまして、今後は、全般につきまして諮問しないで、選挙制度審議会自体が調査し、立案し、結論を出して答申するのであります。建前はよほど変わつておるのであります。○戸叶委員 そうなつて参りますと、今の御答弁を伺つておりましたもはつ

きりいたしましたように、この調査会というものが今まであったのをなくしてしまつて、わざわざ審議会を作るといふには及ばず、むしろ、その調査会の悪い面を直して、そして規模を大きくするなり、あるいは特別委員会を設けるなりしていったらいいのではないかと思いますけれども、わざわざこれをなくしてしまつて、新しく作るというところに、私もどうもふに落ちない面があるわけでございます。この点をもう少しはっきりさせていたきたいということ、それから、先ほどの御答弁の中で、緊急な問題についてはやるかもしれないという御答弁でございまして、また、参議院の方でも何か考えているようであるといふようなことも私は伺つたわけでございまして、単に事務的な面での改正をしまして、決して公明選挙というものは徹底するものではございませんし、買収選挙というものがなくなるものではございません。そこで、先ほど島上委員が指摘しましたように、選挙をするたびにだんだん悪くなつてきて、何とかこの点を徹底的によくするといふ、そのための改正をしなければならぬにもかかわらず、いかげんな内容、事務的な問題だけを改正して、それを選挙法を改正したといふような形で、またごまかされるような可能性が非常にあるのではないかと、このことを考えるわけでございますが、もう一度念のために伺いたいのは、参議院選挙までに、買収選挙、悪質選挙が行なわれないような選挙法の改正をするんだといふような自信が、おありになるかどうかを伺いたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 御承知の通り、選挙制度調査会というものは、もう任期満了いたしましたので、一応なくなつております。そこで、前の選挙制度調査会の不備の点、悪い点、こういうのじゃございません、前の調査会よりももっと機構が大きく、仕事も大きい、政府が諮問すると同時に、審議会自体で調査して、そして、諮問事項以外のものでも答申し得るようになり、非常にりっぱな機構と申しますか、どんなことでもできるというふうな機構にしようといつたのであります。従いまして、その審議会がいかなる答申をお出し下さいますか、審議会の方々も専門家でありますし、そしてまた、今の選挙に対して早急に改正すべき点は御承知だと思ひます。従つて、選挙区制の問題、定員の問題といふことよりも、参議院の選挙を控えておるのですから、こういうものは早く立法したらどうかといふふうな答申が出てくることも考えられるのであります。私は、早く審議会が発表いたしましたして、りっぱな案が早急に出てくることを期待いたしておるのであります。

それから、参議院の方で、ぼつぼつ選挙法改正の議論、当座の問題としての議論が出てゐるというところは、新聞その他でよく聞いたので、正式に私が聞いたわけではございません。そういう気分があるやに承つておるといふことを申し上げただけでございます。どういふ案でどういふところと、このままでは聞いておりません。

○戸叶委員 私、関連質問です。から、もういたしませんけれども、一番大事なところの買収、供託、そういうような選挙を参議院選挙でしないで済むような、しないという方向に持つていく改正を、今度の参議院選挙までになさる御意思があるかどうかを伺いたい。

○池田(勇)国務大臣 これは、戸叶さんの御存じの通り、法律を設けてやろうといつても、なかなかむずかしいものでございます。もちろん、完璧を期することは必要でございますが、それよりも、私は、当座の問題として、御承知の通り、御審議願ひました来年度の予算につきましても、公明選挙運動のための費用は従来の倍以上出しまして、先ほど申し上げましたように、これに全力を注いで、選挙違反のないよう国民とともに候補者が進んでいく、この方向が一番手つとり早いと思ひます。今の選挙法だつて、何も選挙違反をできるように、勧めるようにやつてはいないのでございします。要は、私は、当事者と国民とが公明選挙をやるといふ気がまよになることが必要だ、こういうので、予算も倍以上にしてやろうとしておるのであります。そうして、片一方では、各界各層の学識経験者に、十分りっぱな法案を制定するよう、御審議を願ひいたしますのでございします。

それじゃ、調査会の方がなくなるといふことはわかりましたが、今度作る審議会の方に、調査会のメンバーだった人たちが相当お入れになるわけでありませうか、それとも、徹底的に違う人たちで構成されようとするのか、この点を伺いたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 今までの調査会の委員も、私はりっぱな方だと思ひます。問題が問題でございますから、具体的な問題としては、今度の審議会の方に入る方もあらうかと思ひます。しかし、この審議会の建前から申しまして、私は、その人選につきましては十分想を練つていきたいと思ひます。

○島上委員 私は、時間の約束もあることですから、これで最後にします。まだまだ堀君もおりますし、井堀君もおりますから、できれば私は総理に聞きたいことがたくさんあるのですが、残しておきます。これはあとで委員長と相談して、もう一度来てもらうようにしたいと思つております。

相当ありますが、保留しておきまして、今の総理の調査会と審議会の違いに対する答弁などは、ずいぶんいいかげんな答弁ですよ。今度の審議会を見てごらん下さい。「内閣総理大臣の諮問に依つて調査審議する」として、その諮問事項がちゃんと書いてある。これはみんな、全部のことを書いてある。諮問しないことまで独自にやつて立案するなんて、そんなことはありませぬよ。今までの調査会と実質的には同じですよ。まあしかし、それは別に答弁はしてもらわぬでもいいです、総理よりも私の方が詳しいのですから。しかし、今、今後のことについて戸叶さんが質問しましたが、来年度の参議院選挙に対しては、社会党の近く提案する法律に賛成して今度の国会でできれば別ですけれども、そうでない限りは、今度の国会では法律の改正ができない。早くて次の国会の終わりがらです。そうすると、少なくとも事前運動に対しては法改正ができないといふことは、これはもう明らかです。法改正ができないといふれば、どうするか。公明選挙推進運動の予算をふやして、大いに国民にPRして、国民とともに

と、こうおっしゃいますが、国民に協力を求めることも必要ですが、私がさっきも言ったように、国民に協力を求めるには、まず自分たちの姿勢を正して、自分たちはこうするんだ、だから協力してほしい、こう言わなければ、国民はせせら笑つて協力しませんよ。そこで、何と答弁されようとも、法律改正は、政府の考えではもう事前運動には間に合はぬといふことは事実ですから、そうだとするならば、それ以外の方法でもって国民に協力を求めるために、自分の姿勢を正しくする方法があるはずだと思ひます。政党自体としての自衛を国民に約束するとか、公認候補者を選考する際に厳重な基準を設定するとか、私はそう思ひます。過去において買収選挙をやつた者は今度は公認しない、このくらいの決意を示してごらん下さい。そして、選挙中に買収をやつた者は公認を取り消す、当選後にそういう者があつたら党から除名する、これだけの決意を国民に約束してごらん下さい。国民はかなり協力すると私は思ひます。私の言つた通りでなくともよろしいから、何かそれに近いような、似たような御決意があるかどうか、はつきりしたことを最後に承つておきたい。

○池田(勇)国務大臣 先ほど来申し上げておりますごとく、民主主義政治のもとには公明な選挙でございます。私は、機会あるごとに党の方々に、また、今度選挙が始まりましたならば候補者にも、とくと自衛を促すつもりでございします。なお、今まで選挙違反のあつた人、こう申しましたも、選挙違反を全部候補者が知つてゐるわけでもないでございします。私は、そういう

軽い事実があったからといって、その人の政治生命を奪うということはいかかなものかと考えております。やはり全体を見なければならぬと思っております。

○島上委員 これは答弁は要りませんが、最後に私は要望しておきます。選挙違反というのにもピンからキリまであります。私が言っているのは悪質選挙違反です。買収、供応というものは公認しない、また、そういうことをやった者は除名する、このくらいの決意がなければ、国民はほんとうに信頼しませんよ。私は、これは自民党ばかりを申しません。われわれもその決意を国民の前に表明——今までもしておりますけれども、今後重ねてするつもりです。そのくらい、みずからの姿勢を正して国民に協力を求めるというような態度をとりませんと、私は機会あるごとに公明選挙をするように党員に言っております、というようなことは、五十歩百歩どころじゃない、九十歩百歩ですよ。今までもとちとちも変わらぬということになりませんよ。そういうことのないように厳然たる措置を、法改正ができないならば、それに次ぐ措置をおとりになることを強く要望して、私の質問はまだたくさんありますが、保留しておいて、次の質問者に譲りたいと思っております。

○竹山委員長 堀昌雄君。○堀委員 総理大臣に、だいぶもう島上さんからお尋ねになっておりますから、簡単に要点だけ伺います。

今までお話しになった中で私が納得できませんのは、この選挙の腐敗、違反というものは、選挙に立候補する側、運動をする側、その責任があるのか、そういうことによって引き起こされた違反に関連をしておる国民の側にその責任があるのか、一体いづれにその責任があるのかを一つはっきり考えていただかなければならないと思っております。どちらに主たる責任があるのか、伺いたいと思っております。

○池田(勇)国務大臣 これは、選挙違反を起こすようなことを能動的にやっただけに責任があるのではありません。しかし、それにつられて誤りを犯した人も責任が全然ないとは言えません。

○堀委員 おっしゃる通りであると思いますが、そうすると、今の御答弁の中に、来年度の予算で公明選挙の推進のための費用をふやしたから、そうすると選挙が公明にいくであろうという御期待があるようですが、能動的な方の側の問題を処理せずして、受動的な側に公明選挙の費用を積み上げたから、選挙が公明化されるなどという考えでは、今おっしゃった論理と相反すると思うのでありますが、いかがですか。

○池田(勇)国務大臣 反しません。能動的に悪いことをしようとして誘惑をする人を、誘惑を退けるという考え方をこつちから起こしていこうというのでございますから、そうして、片方では、現存の法律でもこれを十分勵行するように、こういうのも公明選挙でございます。

○堀委員 能動する側の方はまずさておいて、受け身の側の方をやるということなら、私は順序が逆であると思っております。

それはさておきまして、そこで、私は問題になりますのは資金の問題だと思っております。

思うのであります。これはすでに何回も伝えられておりますけれども、過般の選挙において、皆さん方のお使いになった資金というものは、もう常識として莫大な費用が使われておるという事は、国民がすべて承知をいたしております。一体その費用がどういうふうに使われておるかというところが、こまかく点検ができないだけであって、使われたという事実を国民がはっきり知っておるということでありますならば、能動の側を取り締まるということになるならば、まず、このような大きな金が動かぬようにする、このことが根本的ではないか。候補者自体に金がなければ、買収はできない。日本社会党の中に買収の事犯というものがほとんどないという事は、なるほど、われわれも、そういうことをしたくないという事は厳然としておりますが、問題は、やはり金がないからできないという面もあるかもしれない。だからあなたの方だって、金を出さなければ、あなたの方でやりたくてもできないという条件が生まれてくるのではないかと。そうするならば、公明選挙に国の予算を使う問題の前に、能動者側であるところの政党、その責任者であるあなた自身が、次の参議院選挙にあたっては、少なくとも一人の立候補者は定められた費用の範囲でやるようにしたいという事で、すべての国民が了承できる費用の問題をお考えになるという事をここではっきりなされば、私は、問題はさらにいい方向に発展をすと思っておりますが、その点はいかがですか。

○池田(勇)国務大臣 従来も、党から出しているお金はそうたくさんではな

いのでございます。自分でどういうふうにお金を集めるかは存じませんが、先ほど来申し上げましたように、選挙の公明を期するために金を使わないうようにすることは、常に言っておるわけでございします。なお、私は、誘惑にかられないような公明選挙運動と同時に、誘惑をしないように、法を守り、法を犯さないようにするのにも公明選挙でございます。両面からやっておりますと思っております。

○堀委員 そこで、もう一つ、今おっしゃった中で、違反については候補者も知らないものがあるのだから、こういうことをおっしゃったのであります。私は、これは重大だと思っております。やはり一つの選挙運動が行なわれて、なるほど、その事実を知らないうちに、その運動員たちが熱心のあまりやる違反もあるかも知れません。しかし、先ほど島上さんにも触れたように、選挙の運動について、買収、供応が行なわれた費用というものは、いづれもこれは選挙の候補者自身から出ているわけでありますから、そういう事実を知る知らないの問題の前に、その原因、結果を起しておるものは明らかに候補者の問題であるとするならば、たとえどのようなことであれ、それは勝手に運動員がやったのだから知らないというふうな、そういう無責任な言葉で政党の指導者がおられたのでは、私は選挙の公明化は進まないと思っております。やはりわれわれは、みずからに一番きびしくなければ国民の期待にこたえられないと思うのであります。総理はいかがでありますか。

○池田(勇)国務大臣 選挙違反の場合には、いろいろ事例がございします。これは専門家から答えてもらうことにいたしますが、いろいろな事例を一口で締めくくるわけには参りません。私は自分のことを申し上げて恐縮でございますが、さきの選挙におきまして、総裁という立場から、絶対にそういうことのないように厳に慎んで、私は法を自分から進んで守っているものでござい

ます。

○堀委員 先ほど触れられておりましたが、やはり私も、国民の前に法律を守れということをやかましく申しておりますが、現在の選挙法を見ておきますと、守られていない部分がたくさんにあるわけですね。そうすると、国民自体から見れば、国の法律を作る一番肝心の連中すら法律を守らないという事になれば、私は、法律の権威というものはきわめて下がって行くのではないかと思っております。そこで、今当面は改正をされるような様子はない、しかし、現実には、今後もし行なわれれば、明らかに法が曲げられるであろうという事が予測されるような状態に立ち至るならば、やはり何らか、そういう法律というものの扱い方に対してでも、私は、政府はもう少し的確な取り扱いをする精神がなければならぬのではないかと、こういうふうに感じるわけでありまして。

そこで、先ほどのお話で非常に私が遺憾だと思っておりますのは、新聞で見ると、参議院の方で選挙法の改正について何か話が出ておるようだが、こういうお話であります。私も、これは参議院の自由民主党の方たちが問題を提案されて、新聞で承るところでは、自由民主党が大体これを了承されておる

は、いろいろ事例がございします。これは専門家から答えてもらうことにいたしますが、いろいろな事例を一口で締めくくるわけには参りません。私は自分のことを申し上げて恐縮でございますが、さきの選挙におきまして、総裁という立場から、絶対にそういうことのないように厳に慎んで、私は法を自分から進んで守っているものでござい

というふうに乗ってやるわけでありま
す。そうすると、これは新聞の範囲で
あって、総裁は一向承しておられな
いということに理解してよろしゅうご
ざいますか。

○池田(勇)国務大臣 総裁として私は
直接に聞いていないし、総裁会にも何
も語っていないと思います。ただ、き
のうわが党の方々の集まりで、そうい
うようなことをちょっと聞いたのでご
ざいます。参議院の自民党において
それが決定したとも、まだ聞いており
ません。

○堀委員 ちょっとお聞きになった内
容を一つお答え願いたい。

○池田(勇)国務大臣 内容はあまり聞
いておりません。そういう、参議院の
選挙までに、今国会で一つ議員提出で
やったらどうかという議論があるよう
だということ、内容を聞いておりま
せん。

○堀委員 そこで、私はわからない点
がありますのは、私どもが新聞で聞い
ておりますところでは、これは何か、
今度の参議院の選挙だけに限るよう
なものと処理したいというようなこ
とが出ておるようでありますが、同じ
一つの政党の中で、今は政党内閣であ
りますから、その政党が一つの決定を
するならば、それがこれまでのよう
な同じ閣連の中で、当然政府が出てく
るのが筋道であって、過去において何
回か検討されて、すでに具体的な問題
も出ておるということについて、同じ
ことを議員立法で、おまけに次の参議
院だけに限って行なわれるなどという
出方は、私は、政党政治としてもいさ
さか筋を曲げるものではないか、責任
の重大さにおいて、国民のためにはん

どうに考えるならば、まず政府みずか
ら、党内にそういう世論があるなら
ばそれを取り上げて、政府の案として
出すのが筋道ではないかと私は思いま
すが、いかがですか。

○池田(勇)国務大臣 党内の世論とか
なるとかというところまでいっていな
いでしよう、私はそういうように思っ
ております。新聞その他でちょっと
聞いただけで、そういう段階まで
いっていない……

○堀委員 そうすると、党内の世論に
もしならなければ、私は、党から正式
に国会に提案をされることはないと思
います。解いたしますが、それでよろしゅうご
ざいますか。

○池田(勇)国務大臣 これはどうい
うな格好になるか、私は、もう少し
様子を見なければ、何とも言えないと
思います。政府がここで、あるいは総
裁がここで、こうしますというこ
とになっていないのでございます。

○堀委員 今はなっていないと思いま
す。そうすると、正式に参議院自民党
の方々が法案としてもしお出しにな
るとすれば、自由民主党はこれを党議と
して認めるということではなければ、私
は政党の体をなさないと思うのです。
党議としてきまっていますというこ
と、これは党内の世論である。そう
いうことになれば、当然、政党内閣で
あるならば、そのものは政府を通じて
政府案として出されるのが筋道である
と私は思います。今はまだそうなっ
ていないので、将来について
は、そういうことになる場合にはどう
なるのですか。やはり党内の世論がき
まらなければ、参議院にも出てくるは
ずがない。党内の世論としてきまっ

ものなら、政府として出すのが当然
だ、これは政党政治の原則だと思いま
すが、いかがですか。

○池田(勇)国務大臣 堀さんの言うよ
うに物事は割り切れるものではないと
思います。さきの選挙の前には野党が
いろいろ相談されたときにも、これは
議員提出にするか、政府に出してもら
うか、それがまともななかった。ああ
いうふうな、選挙を控えて与野党が改
正しようという雰囲気が出てきてで
も、なかなかむずかしい。今の問題は、
一部にそういう話があるという程度で
ありますから、すぐそれをずっと広げ
て、さあこれが政党政治のあり方だ
という議論には、少しまだ早過ぎるの
じゃありませんか。

○堀委員 時間的な問題は、早いとか
おそいか、いろいろありましよう。
私は、問題の取り上げのかまを申し
ておるのであります。ともかくも、そ
れが参議院の方々の部分的な、次の参
議院の選挙だけに限るような立法が行
なわれるということは、政府として
も、自由民主党としても、ほんとうに
この選挙問題に真剣でないということ
が、裏返しの形で国民の前に提示をさ
れた、こういうふうには私は理解をせざ
るを得ないのであります。ですから、
あなたが、これまでのいろいろな場所
で、選挙の改正については真剣にやる
のだとおっしゃっておるならば、党内
でそのようなことが起こるということ
があるならば、当然政党政治として、
政府の案としてお出しになってくると
いうことが、私は筋道だと思ふので
す。

そこで、もう一つそれに関連して申
し上げておきますと、これまでの調査

会の答申はきわめて抽象的であって、
具体的でなかったとおっしゃっていま
すが、非常に具体的に出てくるのです。
ともかくも、悪質の違反については、
それに関係のあった者は選挙権、被選
挙権を取りやめるとか、個々に、具体
的に出てくるもののはつきりあるわけ
でありますから、具体的に出てくるも
のについて急を要しておるものは当然
やるべきだ、抽象的なものは、なるほ
どおっしゃるような問題が残るかもし
れませんが、決してあなたがおっしゃ
るように、すべてが抽象的でありませ
ん。ですから、その点について、具体
的な問題については一体どうなさるの
か、それを一つ承りたい。

○池田(勇)国務大臣 選挙制度全般を
考えなければならぬのでございまし
て、答申のうちに一つ具体的なものが
あるからすぐそれだけやるという、こ
ういうわけのものではございません。
私は、有機的に、総合的に考へべき問
題だと思っております。

○堀委員 時間もありませんから、最
後にもう一つだけ承っておきますが、
この間、私本会議で質問をいたしました
けれども、やはり十分な答弁が得ら
れませんでしたのは、ここに、さっき
も出ておりましたが、答申を尊重する
という一項が新たに設けられた意義で
ございます。私もこれは政府の、
内閣の諮問機関で、今総理はいろいろ
おっしゃいましたが、法律には明らか
に「内閣総理大臣の諮問に応じて調査
審議する」とございますから、諮問機
関でございしますが、あらゆる諮問機
関について、こういうような言葉を新
たに入れなければ、その答申というもの
は尊重されないのかどうか。ここは私、

非常に重要だと思ふのであります。だ
から私は、当然諮問機関に対して諮問
をされたものの答申は尊重するものが建
前である、それを書かなければならな
い理由とは一体何か、これを一つ承り
たい。

○池田(勇)国務大臣 従来の諮問機
関の答申につきましても、われわれはそ
れを尊重しておったのですが、今回は
それを積極的に文字に表わしたわけで
ございます。

○堀委員 今回は積極的にとおっしゃ
ると、これまでの全部消極的と理解
しますが、よろしゅうございますか。

○池田(勇)国務大臣 必ずしもそう
はございません。物事というものは、
やはり心がまえの問題で、尊重はする
のでございますが、特に書いた方が、
私は、政府の気持も積極的にわかると
思っておりますのでございませう。

○堀委員 これで最後にいたしますけ
れども、私は、国民がきょうのこの話
を聞いて、ほんとうに政府に選挙制度
改正に対する熱意があるかどうかとい
うと、ないという判断を私はする
と思ひます。私もいたしたと思ひま
すけれども、今の状態でございますと、
この審議会が今国会中に成立をいたし
たとしまして、五月の終わりに成立し
たいたしました。そうすると、委員
の任期が一年でございしますから、ま
ず、過去の例におきましてもおおむね
相当長時間かかっておるとすると、最
大限見ると、来年の五月に答申が出
る。来年の通常国会が終わったときに
答申が出てくるとすると、その法案が
審議されるのは、再来年の通常国会で
ようやく決定をされることになる。要

するに、昭和三十八年の通常国会であります。そうすると、その通常国会は、おそらく次に予想せられる総選挙の直前であるということになるならば、また、次の総選挙なるものは、何ら選挙法が改正をされずして選挙が行なわれるということが明らかになるのであります。そこで、これだけを伺っておきたいと思ひますのは、一体いつまでに——ほんとうにやる気があるのなら、私はこの国会、少なくとも次の国会では結論を得なければ問題は解決しないと思ひますが、真剣にこの問題について考えておられるならば、一カ月、二カ月ということではありませんが、ある程度の見通しを明らかにしていただかなければ、国民は、もう政府というものは選挙制度については何ら熱意がないものだといふふうに理解すると思ひますので、この点を一つはつきりお答えいただきたいと思ひます。

○池田(男)国務大臣 私、この選挙制度審議会設置法案を見て、国民は、政府は本気でやるわい、こうお考えいただけると思ひます。そうして、審議会ができました場合におきまして、答申が全体で出るか、あるいは早く施行した方がいいというものにつきまして、前もって出ることも考えられる、これは審議会の方々の気持でまゐることとてございませう。政府といたしましては、全体的になるべく早く答申をいたしたい、なるべく早くそれを法案化し、法律化したいということに変わりがございませう。従来の審議会等の例とは変えて、これを一年以内ということにしたのも、私は、そこに片りんが現われていると考へておるのであります。

○堀委員 今おっしゃった中で、順序で出てくるかもしれないということをして一つおっしゃって、しかし、全体として処理をするのだ、こういうことをおっしゃった。順序で早く出しても、これは処理がされないのじゃないかと思ひますが、早く出てきたものから、それを法制化して国会に提案される御意思なのか、全体がまとまらなければ問題は処理をされないのか、もう少し伺いたい。

○池田(男)国務大臣 全体がまとまらなくても、これは切り離して行なわれるというものにつきましては、先によつて差しつかえないと思ひます。答申の出方によることとてございませう。その出方と、問題の取り扱い方によるのであります。

○竹山委員長 井堀君。

○井堀委員 時間が少ないようでありまして、さう簡単にお尋ねをいたしたいと思ひます。問題は五つほどございまして、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。

今度の選挙制度審議会の設置法案が両院の通過を見て、さらに審議会が構成され、その審議会の答申が行なわれる時間の見通しなど、いろいろと判断をいたしますと、次の参議院の半数改選にこの公職選挙法の改正が間に合うとは思われぬのであります。まず、その点に対する政府の見解を一つ伺つておきたい。それから、もし参議院の選挙にこのままの選挙法で突っ込むということになりまして、この法案を提出いたしました政府の趣旨と全く食い違つた形において、依然弊害を残すであらう形で参議院の選挙が行なわれる結果になると思ひます。非常

に重大なことだと思ひますので、この点に対する総理の見解を一つ伺つておきたい。

○池田(男)国務大臣 先ほどお答えしたことでおわかりいただけると思ひますが、審議会の答申がいつ出るかによつてまゐります。そしてまた、全体を切り離せるか離せないかによつてまゐる問題でございませう。われわれとしては、なるべく早く答申が出ることを、そして、立法化することに努力したいと思ひます。

○井堀委員 この点、具体的に、この法案が両院を通過して、審議会が構成され、答申が行なわれるという見通しは、一体いつごろだといふふうに政府はお考へになるか、その見通しを一つ。

○池田(男)国務大臣 審議会のあれでございまして、こちらからいつまでに出せといふわけには参りません。審議会も多分急がれると思ひます。

○井堀委員 全く見通しを持たない法案の提出であるといふことは、以上で明らかにしたと思ひますが、その前提で二、三伺つておきたいと思ひます。

この法案の性質は、言うまでもなく、総理大臣の諮問機関であることは明確であります。でありますから、その諮問機関に政府がどういふものを諮問されるかといふことは、この中に大體四項目ばかりあげておられるのであります。その中で、私どもの非常に重視いたしておりますのは、選挙及び投票の制度に関する事項であります。この点は、日本の両院制度が確立いたしました際に、国会でも、また一般でも、非常に問題になっておりました二院制

度の性格の問題に対して、諮問をなされる御意思であるかどうか。すなわち、具体的に言いますと、参議院の性格に於いてあります。これは新憲法を審議する際にも重要な問題になり、その経過を見ていますと、政府はこれに対して至急にしかるべき結論を出して、二院制度の性格を明確にすべきことの両院の要請が行なわれております。その後、一向政府は、この問題に何らの検討を加へた形跡もございせん。しかし、今回は、この審議会を新たに設置しようとする趣旨からいいますと、当然この問題に触れてくるのではないかと思ひますのであります。触れる意思があるのかないのかをまず伺つておきたいと思ひます。もしそういう御意思があるとするならば、その点について、時間を見てまたわれわれは討議を試みたいと思ひますが、その点に対する見解を明確にしておきたいと思ひます。

○池田(男)国務大臣 御質問の点は、はつきりいたしません。この選挙制度審議会において、衆参の二院制度について議論するか、こういう意味でございませう。

○井堀委員 二院制度に変更を加える重要な選挙制度でありますから、もし二院制度に言及するとすれば、この際、参議院の選挙制度あるいは選挙区などについて、当然諮問されなければならぬと思ひます。そういう点に対して諮問される御意思があるかないかを伺つておきたいと思ひます。

○池田(男)国務大臣 私は、選挙制度審議会に参議院を置くかやめるかといふようなことは、常識上考へられぬし、そういうことを夢にも思つたことはございせん。

○井堀委員 それでははつきりいたしました。今回の選挙制度審議会に諮問されようとするのは、ごく限られた範囲の選挙法の改正を諮問されるというふうに理解する一つの材料にもなつたと思ひます。

次に、問題になりますのは、議員の定数の問題、選挙区の問題は、前々国会でも非常な問題を引き起こした内容のものであります。そういうものがあるのかないのか、この点もついでに伺つておきたいと思ひます。

○池田(男)国務大臣 これは、この前は選挙制度、投票に関することとてございまして、今回ははつきり法案にうたつております。こういうことを審議して、答申をしようといふふうに法律に書いてあります。

○井堀委員 法律に書いてある通りであります。第一のことと書いてある。そこで、私は、具体的に明確に伺つておきたいと思ひますが、たとえば選挙区の問題については、これはいろいろと非常に広範に問題が發展してくるのであります。でありますから、ごく限られた部分においてなされようとするといふのであるか、あるいは選挙区を小選挙区に改めるとか、あるいは今の選挙区を拡大するとか、いったような、選挙区を動かすといふことになりまして、自然この審議会に対するわれわれの見解も変わってくるのであります。であるならば、現在の選挙区を動かさないで、たとえば議員定数を人口の増減によつてふやすとか減ずるといふような問題などについて、その範囲は非常に重大な影響を持つのでありますから、そういう点については、た

選挙すべき議員の数を定める基準」というのでありますが、現在でも基準は

○井堀委員 明らかにったようでありますが、諮問をする方の側は、こ

ますが、これにある程度の委託費、あるいはその事務局を充実せしめるため

は、まさに的中すると思うのであります。そうでないとするならば、先ほど

うにいたします。三億ばかりの公明選挙運動費を出しておる。従来選挙のな

本日は、これにて散会いたします。
午後一時一分散会

いときは四、五千万円程度だったのでございます。昨年は選挙がございましてから一億四千万円、今度は選挙はないのですけれども、従来の七、八倍を出す、こういうことでございますから、六条の管理規定の問題を十分履行していくはずでございます。また、従来出して四、五千万円とか、昨年の一億四千万円にいたしましたも、これは交付税として出しておいたわけでありまして、実際にどういうように使われているか、行き道がはっきりしない。府県によっても違っております。今度は約三億ばかりの金は国で出します、これに相当する金額を地方にも出してもらって、活発にやっていくようにしておるのではありません。現行制度の運用、そうしては、PRということにつきましましては、私は画期的の措置だと考えております。

○井堀委員 最後に、一つだけ伺っておきます。今の御答弁は、選挙法を十分おのしみ込みになっていないからだろうと思ひますが、選挙の際に費用を出すのは、第六条規定じゃございませぬ。第六条規定は、選挙があるときでもないときでも、常時啓発、啓蒙の運動が必要だということに、第六条の精神があることは説明を要しない。その費用に三億ばかりの金をつぎ込んだというので、いかにも公明選挙に熱意があるのだということにはならぬと思う。そういうことでは、公明選挙などということはとうてい推進のできるものじゃありません。これはあとで御勉強願ひたいと思ひます。ぜひ一つ、選挙の公明を期するために、真剣に選挙法を改正しようという意欲がありますれば、現在の法規ですら、こう

いうようにてこ入れをすれば、もっと有効な成果を上げることができるといふ部分を、私は、ただ五条、六条を指摘しただけであります。御答弁を聞いて、非常に悲観いたします。

最後に、一つ重要だと思ひますのは、先ほどもちよつと言及されておりましたが、この審議会をわざわざ設置しようとする点について、いろいろの疑いを持っております。これは、今回わざわざこういう審議会を設置して、しかも、内容を見ますと、三十人以上の学識経験者というのでありますから、従来と変わりありません。ただ、辛うじて相違を発見しようとする、先ほども質問がありましたように、答申を尊重するということとを積極的に表明したという点であります。私は、これは逆な一つの不安が起ってくるのであります。先ほどのお話を善意に理解してありますけれども、内容については、あまり多くの諮問をされないで、それはこの審議会の自由な討議にまかせるということでありまして、かなり大幅な答申が行なわれた場合に、尊重するという規定をわざわざ入れたのでありますから、それで、私はさっき二院制度の問題を伺ったのです。学識経験者の中には、きつと良心的に、二院制度の問題に対して言及される者もあるだろう。さらにまた、定数の問題などについても、人口比例だけが正しいかどうかということ

がきつと出るであろう。今まで識者の間には、そういう議論が必ず行なわれておるのであります。そういうものが答申されてきた場合には、それは、諮問は要するにこうだったというわけには相ならぬのではないかと思うのであ

ります。むしろ、そういう意味で、この前の選挙に於いて、それをどうしようというのであれば、現行法でもある程度やれるという事実を示したのですが、そうでなくて、もっと日本の選挙制度というものに抜本的にメスを入れようという、積極的な意欲を持つ新委員が、きつと多数選ばれてくるだろうと思う。そうでない者が選ばれるかも知れませんが、そんなことはあり得ぬと思うのであります。そういう点で、実はこの審議会の違ふ点は、その答申を尊重するところとに力を入れたという、先ほど来の答弁が繰り返されておるのであります。その場合に、そういう答申が行なわれたいとは限らないので、その点はどうかと思いますが、この機会に伺っておきたいと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 たびたびお答えした通りでありまして、答申は尊重いたします。

○井堀委員 以上で私は終わりたいと思ひますが、最後の点は非常に重要だと思ひます。もう一回念を押しておきますが、この審議会は自由に審議をして、答申が行なわれた場合には、ここに書いてあります一から四までの内容は、非常に抽象的で広いものでありますから、そういうものを尊重されるということにわれわれは理解しておきたいと思ひます。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思ひます。
○竹山委員長 以上をもちまして、通告のありました内閣総理大臣に対する質疑は全部終了いたしました。
次会は、来たる四月四日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会いたします。